

団体総合生活保険の 2021年4月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2021年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

1 新たに販売する補償

補 償	改 定 項 目	概 要
団体長期障害 所得補償 (GLTD)	「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」の販売開始	従来、がん等の疾病は入院治療が主流でしたが、昨今の医療技術の進展等により、早期に通院治療に切り替え、復職されるケースが増えております。これを踏まえ、被保険者が三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により働けなくなった場合は、早期に短時間勤務等で復職したときでも保険金をお支払いすることにより治療をしながら働き続けることを支援する「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」を発売します。
	「介護と仕事の両立支援特約」の販売開始	高齢化の進展に伴い、介護をしながら働いている就業者は340万人を超えています。これを踏まえ、介護のために休業や短時間勤務等をした場合の収入減少を補償することにより介護離職防止につなげることを目的とした「介護と仕事の両立支援特約」を発売します。
	「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」の販売開始	現在販売している「精神障害補償特約」では補償対象外としている、アルツハイマーや発達障害の症状悪化等による就業障害も補償対象とする「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」を発売します。
がん補償	「がん再発転移補償特約」の販売開始	がん患者の多くは再発や転移に対する不安を抱えておられますが、従来のがん保険(がん診断保険金)では、治癒する前の転移や短期間のうちに再発した場合等は保険金をお支払いできませんでした。これを踏まえ、所定の治療を受けたがんが再発または転移した場合に、治癒・寛解の有無や再発・転移までの経過期間に関わらず保険金をお支払いする「がん再発転移補償特約」を発売します。
	「がん生活支援特約」の販売開始	医療技術の進展によりがん罹患後の生存率は向上しておりますが、治療の長期化に伴いQOL維持のために必要となる外見ケアや日用品等の間接費に備えるための商品がありませんでした。これを踏まえ、以下の①または②に該当した場合に、毎年1回、最長で10年間(10回)に亘り保険金をお支払いする「がん生活支援特約」を発売します。 ①がんと診断されたとき ②毎年所定のがん治療を受けたとき

2 新たに提供するサービス

補償	改定項目	概要
介護補償 <u>年金私介護のみ</u>	「認知症アシスト」における新サービスの追加	<p>「認知症アシスト」に、パソコンやタブレット端末等を用いた4つの簡単なテストで脳の反応速度、注意力、視覚学習および記憶力を評価する新たなサービス「脳の健康度チェック」を追加します。</p> <p>本サービスは、エーザイ株式会社が提供するデジタルツール「のうKNOW（ノウノウ）」を通じて提供します。</p> <p>※本サービスは無償で提供します。</p> <p>※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。</p>

3 主な改定点

(1) 各補償共通の改定内容

補償	改定項目	概要
各補償共通	民法（債権法）改正に伴う約款改定	民法（債権法）改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。

(2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償						
①傷害補償	②子ども傷害補償	③所得補償	④団体長期障害所得補償（GLTD）	⑤医療補償	⑥がん補償	⑦介護補償

変更する補償							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
○	○						「特定感染症危険補償特約」の補償拡大	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」の改正により新型コロナウイルス感染症*1 が感染症法上の「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症*1 を引き続き補償対象とする約款改定を行います。*2</p> <p>※新型コロナウイルス感染症*1 は、2020年2月1日より補償対象としております。既に本特約にご加入いただいているお客様で2020年2月1日以降に新型コロナウイルス感染症*1 を発病された場合は、代理店または弊社までご連絡ください。なお、新たに本特約にご加入される場合、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p> <p>*1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。</p> <p>*2 本改定は、改正感染症法の施行日である2021年2月13日より適用いたします。</p>
	○	○	○	○	○	○	約款上の疾病等に関する定義（ICD等）の改定および「がん」の定義の見直し	<p>約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「国際疾病分類－腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。</p> <p>また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「がん」に含むこととします。</p>

変更する補償							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
			⊖				「免責期間中の一部復職」に関する取扱いの変更	免責期間中に一部復職した場合、現在は「7日以内かつ医師の診断に基づくりハビリまたは引継等のための一部復職」に限り就業障害が継続しているとして取扱っていますが、7日以内の一部復職の場合は事由を問わず就業障害の日数が継続する取扱いに変更します。
			⊖				業種(事業種類)コードの最新化	契約者の業種(事業種類)を特定する際に使用する「日本標準産業分類(総務省発行)」を「平成14年3月改訂」から「平成25年10月改訂」に最新化します。
					○		保険料の改定	直近の保険金のお支払実態等を踏まえ、がん補償の保険料を改定します。

4 特約の販売中止

下記の特約を販売中止させていただきます。

補償	改定項目	概要
団体長期障害所得補償 (GLTD)	「精神障害補償特約」の販売中止	「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」の販売開始に伴い、「精神障害補償特約」の販売を中止します。 現在「精神障害補償特約」をセットしているご契約については、更新時に「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」へ移行(自動読替)します。

このご案内は、2021年4月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。